

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	業務第10号 「札幌いま・むかし探検ひろば」等総合管理業務
発 注 課	まちづくり政策局総合交通計画部空港担当課
選 定 事 業 者	札幌丘珠空港ビル(株)
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>上記業者は、札幌丘珠空港ビルを所有・管理しており、同社が有する空港への知識やノウハウ等を活かし、見学者へのきめ細かな対応が可能であるほか、当施設の開館時間内には必ず職員又は警備員を常駐させていることから、突発的な事故・異変等が起こった際に迅速な対応が可能である。</p> <p>さらに空港は高度なセキュリティの確保が必要な施設であることから、館内他施設との一体的な警備が望ましく、空港事務所や空港派出所など関係機関との間で、密接な連携・協力体制が必要である。</p> <p>イベントの企画実施に関しても、空港利用者のニーズを十分に把握していることから効果的な集客を行うことが可能であるほか、自社イベントとの連携や当施設と同社が管理するロビーとの一体的な活用により、賑わいの創出だけではなく、航空利用者の拡大へとつなげていくことが期待できる。さらには、同社が運営するHPやモバイルサイト、新聞折り込みなどの媒体を用いた空港PRとの一体的な広報も可能である。</p> <p>一方、運航情報モニターの管理に関しても、モニターに表示する運航情報データは、同社が各航空会社から提供を受けて作成し、空港内のモニターで表示しているデータを活用するシステムとなっており、また、同社はモニターを設置している栄町交通広場の近傍に所在していることから、故障などトラブルが発生した際に迅速な対応が可能である。</p> <p>以上の条件を総合的に満たし、本業務を適切に実施できる者は、上記業者の他になく、本契約の相手方は当該業者に特定されることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年3月6日